

# 木曽広域連合・中津川市公共サインの設置及び管理に関する事務委託に関する規約

(平成17年2月1日)

## (委託事務の範囲)

第1条 中津川市は、旧長野県木曽郡山口村の全域における、公共サインの設置及び管理に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を木曽広域連合(以下「広域連合」という。)に委託する。

## (経費の負担及び予算の執行)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、中津川市の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、広域連合長が中津川市長と協議して定める。

第3条 広域連合長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、広域連合歳入歳出予算において、分別して計上するものとする。

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い、徴収する手数料その他の収入は、すべて広域連合の収入とする。

## (決算の場合の措置)

第5条 広域連合長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を中津川市長に通知するものとする。

## (条例等制定改廃の場合の措置)

第6条 広域連合長は、委託事務の管理及び執行に適用される条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を制定又は改廃した場合は、直ちに当該条例等を中津川市長に通知するものとする。

2 中津川市長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

## (協議)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、広域連合長と中津川市長が協議して定めるものとする。

## 附 則

1 この規約は、平成17年2月13日から施行する。

2 中津川市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する広域連合の条例等が中津川市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は廃止の日をもってこれを打ち切り、広域連合長がこれを決算する。この場合に

において、決算に伴って生じる剰余金は、速やかに中津川市に還付しなければならない。

- 4 中津川市長は、委託事務にかかる書類、帳簿その他の物件で引継ぎを必要とするものを速やかに広域連合長に引き継ぐものとする。